

○常総衛生組合職員の臨時的任用に関する規則

〔令和2年3月31日
常総衛生組合規則第5号〕

(趣旨)

第1条 この規則は、地方公務員法(昭和25年法律第261号)第22条の3第4項の規定に基づき、職員の臨時的任用に関し必要な事項を定めるものとする。

(準用規定)

第2条 常総衛生組合職員の臨時的任用に関する規則については、常総市職員の臨時的任用に関する規則(令和2年常総市規則第14号)の規定を準用する。この場合において、同規則中「市長」とあるのは「管理者」と読み替えるものとする。

附 則

この規則は、令和2年4月1日から施行する。